

電波有効利用方策委員会における検討の進め方について

1 検討体制

電波有効利用方策委員会（以下、「委員会」という。）の下に、「VHF/UHF 帯電波有効利用作業班」（以下、「作業班」という。）を設置して検討を行う。

2 検討の前提条件

- (1) 総務省において実施した「VHF/UHF 帯に導入を計画または想定している具体的システムの提案募集」（平成 18 年 3 月 27 日から 4 月 27 日）の募集結果に基づき検討を行うこととする。
- (2) 国際電気通信連合無線通信部門（ITU-R）無線通信規則第 5 条において規定されている周波数の分配（第三地域における国際分配）に基づき検討を行うこととする。また、周波数割当計画に規定されている国内分配についても、原則、検討の前提とする。（別紙 1 参照）
- (3) 検討対象の周波数帯域に関し、これまでに情報通信審議会において検討が行われ、結論が得られているものについては、その結論を尊重する。（別紙 2 及び別紙 3 参照）
- (4) 既存システムの一部改良等、既に割り当てられた周波数を用いることにより実現可能なものであって周波数の再編に併せて新たな周波数の割当を得る必要のないものは検討の対象としない。

3 主な検討課題

- (1) システム提案募集結果に基づく各周波数帯への提案システムの類型化
- (2) (1)に関する適切な周波数帯・周波数幅の検討及び隣接システム間共用、帯域共用に必要な技術的パラメータの抽出
- (3) 隣接システム間共用、帯域共用に関する共用条件の検討
- (4) 適切な周波数配置の検討
- (5) その他周波数有効利用方策の検討

4 当面の検討の進め方

- (1) システム提案募集により得られた提案システムを分類し、①無線通信規則第 5 条において規定されている周波数の分配（第三地域における国際分配）に反しているもの又は②新たな周波数の割当を受けることなく実現が可能なもの

外の提案システムの提案者をもって作業班を構成する。

- (2) 検討は作業班において行う。作業班の構成は主任が定める。
- (3) 作業班の主任は、作業班において、各周波数帯における提案システムの類型(案)を作成し、平成18年10月頃を目途に委員会に中間報告を行う。

【別紙1】周波数割当計画（抜粋）

【別紙2】情報通信審議会答申（抜粋）

「携帯電話の周波数有効利用方策」のうち「800MHz帯における移動業務用周波数の有効利用のための技術的条件」

【別紙3】情報通信審議会答申（抜粋）

「中長期における電波利用の展望と行政が果たすべき役割」